

海老名市教育委員会

(令和2年 1月 定例会議事日程)

日時 令和2年1月17日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 1 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 議案第 1 号 海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱の一部改正について

日程第 3 議案第 2 号 海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部改正について

日程第 4 議案第 3 号 海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部改正について

日程第 5 議案第 4 号 海老名市いじめ防止条例について（非公開事件）

海老名市教育委員会

令和2年 1月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 12月19日(木) 柏ヶ谷小学校朝会
臨時校長会議
市教委・校長連絡会
教育委員会12月定例会
- 20日(金) 市議会第4回定例会本会議(閉会)
外国語教育担当者会
記者との意見交換会
- 23日(月) ユースサポート事業報告会(若者支援室)
- 24日(火) 第二学期終業式
朝のあいさつ運動(柏ヶ谷小学校)
教職員人事検討会
- 25日(水) 教職員転任希望者面接
週部会
- 26日(木) 教職員転任希望者面接
校舎増築工事打合せ
- 27日(金) 1月校長会議事前打合せ
教職員人事検討会
仕事納め

令和2年

- 1月 4日(土) 美化センター仕事始め式
家庭系ごみ収集業務研修
- 6日(月) 臨時最高経営会議
仕事始め式
教育委員会辞令交付式
県教委・村勤務海老名市籍教職員あいさつ
管理職会賀詞交歓会

- 7 日 (火) 市長年頭記者会見
社会教育委員会議
- 8 日 (水) 第3学期始業式
朝のあいさつ運動 (今泉小学校)
週部会
教育関連施設年始のあいさつ巡視
- 9 日 (木) 部活動推進協議会
- 10 日 (金) 支援級小中合同レクリエーション
- 11 日 (土) 単P会長会
- 12 日 (日) 消防出初式
伝統生け花展覧会
成人式リハーサル
- 13 日 (月) 成人式
- 14 日 (火) 教育委員・校長賀詞交換会
1月校長会議
教育課題研究会
教育委員会賀詞交歓会
- 15 日 (水) 市議会1月臨時会
東柏ヶ谷小学校三世代グランドゴルフ大会
よりよい授業づくり学校訪問 (今泉小学校)
週部会
市議会議員賀詞交歓会
- 16 日 (木) 1月教頭会議
プログラミング学習授業公開
- 17 日 (金) 教育委員会1月定例会
初任者授業参観 (上星小学校)
海老名警察署武道始式
海老名警察署署員を励ます会
校長教頭合同懇賀詞交歓会



2 「政治」と「教育」について

今月は、令和2年、新たな年を迎えたということもあり、あらためて、私たちが構成する教育委員会制度について、私の考えを述べてみたいと思います。

教育委員会制度そのものについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められていて、法に則り組織を運営するものですが、あえて、「政治」と「教育」という視点で考えてみます。

教育委員会制度のはじまりは、戦争のあやまちの上に立ち、「政治」と「教育」を分離するために、「教育」の、その時々「政治」からの独立性・中立性を保つために、戦後の米国の占領統治の中で導入されたものです。

学校・家庭・地域の「教育」が子どもたちに与える影響は、非常に大きく、時に、子どもたちの生き方をも左右します。そして、その時々、将来の社会（国）の有様をも定めてしまいます。

特に、学校教育は、集団で教育が実践されることから、政治的なイデオロギーに利用されると大きなあやまちを生むことがあります。

戦時下、「教育」が、国民学校という学校制度の中で、皇国民の育成を目標として行われ、社会教育の国民総動員運動と相俟って、多くの人々が犠牲となる悲慘な戦争へと突き進む原動力となりました。

その反省に立っての教育委員会制度ということですが、始まりは、教育委員が選挙により選出されていました。

選挙では、政治的なイデオロギーの対立の場となる傾向があり、結果として、「右翼・右派」的な考え、「左翼・左派」的な考えの教育を実践するかを定めるということにつながることもありました。教育の中立性が損なわれる危惧があったのです。

そこで、教育委員会法という法律から現行の法律に改正されて、地方公共団体の首長が指名して議会の承認を得るという形になりました。

しかしながら、その時々、首長の考えが教育に影響を与える可能性がないとは言えないところがあります。

「教育」は継続性が保たなければならないものであり、「政治」で選挙により首長が変わったからといって変わるものではありません。だからこそ、独立性・中立性を、常に、注意深く維持しなければならないのです。

教育委員会制度は、平成２７年度に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が大きく改訂・施行され、現在の教育委員会制度となり、本市でも同年度からそれに則り運営しているところです。

この改訂は、大綱の策定、総合教育会議の設置、教育委員長と教育長の一本化が図られたことにより、首長（「政治」）の「教育」への介入、首長と権限が強くなった教育長との関係による「教育」への影響などが懸念され、議論を呼んだところです。

その中で、あらためて、教育委員の選任にかかわって「レイマンコントロール」という言葉が注目されました。

これは、「教育」が「政治」はもちろん、偏ったイデオロギーや専門性をもった人たちで運営されることによるあやまちを危惧して、一般的な市民が「教育」の運営にかかわることによって、それを防ぐという考え方です。また、権限が強化された教育長と教育委員会事務局の事務執行のチェック機能を果たすという役割をもつものです。

しかしながら、「レイマン」は「素人」という意味合いがあり誤解されるところがありますが、市民を代表する、さまざまな年代のさまざまな職業や生き方をしている教育に関心のある一般常識人と考えるべきだと言われているところです。

つまり、そのような意味合いから、現在の私とみなさんで構成する教育委員会は、教育長と市民の代表者である「レイマン」にあたる複数の教育委員で構成され、政治的中立性や継続性・安定性を保つため、首長から独立した、合議制の行政機関ということになります。

このことについては、折にふれて、お互いに確かめ合いながら、注意深く教育委員会を運営しなければならないと思うところです。

私は、お互いに、自分の思いや考えを伝え合うことができる、教育委員会としてのみなさんとの関係をこれからも継続していきたいと考えています。また、「教育」の「政治」からの独立性を堅持しながら、結果として、よりよい教育の充実のために首長との連携を図っていきたいと考えていますので、今後とも、よろしく願いいたします。



以上です。

■ 令和元年第4回定例会（12月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）
（8名から11項目）

1 市川洋一議員

【2020オリンピックの海老名市の取り組みについて】

《市長総括答弁（教育部関連のみ）》

- 本市は、東京2020オリンピックにおいて、聖火リレーの通過市に決定している。
- 現在検討している事業として、教育委員会と連携し、市内小中学生が花を添えるイベントやミニセレブレーションなどが挙げられる。

《教育長答弁》

- オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツの関心を高めるだけでなく、世界各国から訪れる人々と交流できる絶好の機会と考える。
- 教育委員会では、観戦を希望する子どもたちが、保護者とともに競技会場で観戦できるように、学校連携観戦チケットを確保した。
- 次世代を担う海老名の子どもたちに、一生の財産として心に残るような機会にしたい。

《詳細答弁》

- 聖火リレーの実施に際しては、学校との調整が必要であるが、中学校吹奏楽部による歓迎演奏や、児童生徒による沿道応援などを計画している。

【小学校 SNS 犯罪被害の防止に向けた取り組みについて】

- 近年、子どもたちのスマートフォンを含めた ICT 利用は日常的で身近なものになっている。
- 社会問題になっている犯罪行為に巻き込まれる可能性のある SNS トラブルについては、喫緊の教育課題の一つとして捉えている。
- 子どもたちに SNS の危険性を知らせ、正しい知識を身に付ける情報モラルに関する指導を充実させる必要があることから、「携帯・スマホ教室」や「情報モラル」に関する内容についても学習している。
- また、学校だけでなく、家庭・地域との連携を図り、家庭や地域でも情報モラル教育を進めていく必要があると考えている。

2 久保田英賢議員

【学校給食の方向性について】

《市長総括答弁》

- マニフェストで示した通り、教育委員会における「学校給食のあり方」の検討結果を踏まえ、中学校給食の実施には、スピード感をもって取り組みたい。

《詳細答弁》

- 「中学校給食の方向性」については、県内市町村の中学校給食の実施状況、給食の実施方式、県内外の給食施設の視察報告などを協議事項とし、学校給食検討委員会において検討を進めてきた。
- 「小学校給食の改善」については、アンケート結果や先進的取組をしている自治体の事例紹介などを行い、献立や給食費、食育指導等の在り方などについて検討を進めてきた。
- さらに、学校給食検討委員会の中間報告として、シンポジウムの開催を予定している。
- 今後は、学校給食検討委員会から提出される報告書の内容を踏まえ、教育委員会として、今後の学校給食の方向性を定める。

※ 以降、再質問に対し、「中学校給食の実施方式の検討状況」「センター建設予定地」「中学校給食実施時期の見通し」「小学校における給食費の実情」などについて、答弁した。（給食関係で質問した他の議員についても同様です。）

3 佐々木弘議員

【学校給食のあり方について】

- 「海老名市学校給食検討委員会」では、学校給食の方向性について検討を重ねている。
- 小学校給食については、「おいしい給食」の実現に向け、給食費等を含めた改善策を、中学校給食については、学校給食検討委員会の協議をふまえ、センター方式による実施を検討している。
- 学校給食検討委員会は、9月定例会以降、3回実施し、その検討事項については、「小学校給食の改善」「中学校給食の方向性」について検討を進めているところ。
- なお2月には、学校給食検討委員会の中間報告として、検討事項やアンケートの結果等について、保護者等に対し、説明するため、シンポジウムを開催する予定。
- 今後は、学校給食検討委員会からの報告を基に、教育委員会として、学校給食の方向性を定める。

4 池亀幸男議員

【中学校部活動への支援、補助について】

- 中学生にとって部活動は、教科の学習や学校行事では得られないことを体験し、学ぶことができ、教育効果は高い。
- こういった力を育むことができる中学校の部活動には、教育委員会としても、部活動充実支援交付金を中心として、部活動全体で年間 3000 万円以上の予算措置を行っている。
- また、望ましい部活動の在り方を検討するために平成 29 年度に「海老名市部活動検討委員会」を設置して、検討・協議を進め「海老名市部活動方針」を策定した。
- この「海老名市部活動方針」には、外部指導者の活用を含め部活動の支援となる内容も定めた。

※ 以降、詳細答弁及び再質問において、「海老名市部活動方針の詳細」「方針策定に際し実施したアンケート結果」「部活動に対する予算的・人的支援の状況」「部活動における安全対策」などについて、答弁した。

5 日吉弘子議員

【安全・安心な教育環境について（教員の長時間勤務の現状）】

- 子どもたちの学校生活が安心安全であること、豊かな学びを支えるためには、教職員の働き方改革は必要。
- このため、教職員の指導や支援にかかる時間を確保することが重要。
- 海老名市では、これまで教職員の負担軽減のために様々なことに取り組んでいる。
- これらのことを踏まえ、今年度中に、教職員の働き方改革の指針を示したい。

※ 以降、詳細答弁及び再質問において、「教職員勤務実態調査の結果」「これまでの教職員負担軽減への具体的取組事例（給食費公会計化、校務支援システム導入、市費非常勤講師等の配置など）」「勤退管理システム導入の検討」などについて、答弁した。

6 黒田ミホ議員

【海老名災害ボランティアネットワークとの連携促進について】

- 平成29年度から防災教育の一環として、すべての市内小中学校で防災学習に取り組んでおり、今年度は、今泉中学校で防災体験学習を実施。
- この体験学習では、災害用仮設トイレの組み立てやレスキューキッチンを使った非常食作りなどを行い、「自分たちがすること、できること」を学んだ。
- また、9月に行っている避難所運営訓練では、海老名中学校、柏ヶ谷中学校、今泉中学校の生徒が参加し、地域の自主防災隊、避難所担当班員の教職員や市職員、PTAとともに同訓練を通して避難所運営における共助の重要性を体験した。
- 台風第19号に伴う避難所開設の際には、多くの避難所において、中学生などの協力により避難所運営が円滑に行え、防災学習で学んだことを生かすことができた。
- 以上のことから、災害等の避難所開設時には、共助の面から中学生も大きな役割を担うことから、教育委員会としても、訓練などに参加しやすい環境づくりに取り組む。

7 つつ木みゆき議員

【学校給食について（地産地消及び中学校給食）】

- 学校給食は、安全安心な提供が最優先。
- 食材の選定においては、保護者、教職員、代表校長からなる物資購入選定委員会において、決定している。
- 食の安全安心を最優先としながら、地産地消が推進され、児童生徒が笑顔で楽しく食べられる給食を目指したい。
- 私としては、義務教育段階では、子どもたちに学校での食事について心配することなく、学習や部活動などに専念してほしいという思いがある。
- なお、9月定例会で答弁したとおり、中学校給食を実施していきたい。

※ 以降、詳細答弁及び再質問において、「中学校における給食弁当注文方式の現状」「学校給食における地産地消の取組状況」「各校における食農教育」などについて、答弁した。

8 宇田川希議員

【ラグビーワールドカップ開催に伴う市の対応と今後について】

《再質問のみ》

- ラグビーワールドカップ以降、小学校では休み時間等にラグビーをして遊ぶ子どもたちの姿が増えたと聞いている。
- また、小学校では、3年生以上の体育の授業で、タグラグビーに取り組んでいる学校が多い。
- 中学校においては、現在、柏ヶ谷中学校のみにラグビー部があり、同部の生徒は、海老名市でラグビーワールドカップのキャンプを行ったロシア代表チームとの交流会では、選手たちと合同練習を行った。
- 参加した生徒にとっては忘れられない貴重な体験となり、ラグビーへの意欲をさらに高めることができたと認識している。
- ラグビー部の場合は、指導できる顧問の確保が難しい状況ではあるものの、柏ヶ谷中学校ラグビー部は、これまでに関東大会に出場するなど好成績を残している。
- 柏ヶ谷中学校ラグビー部の活躍が、市内中学校へのラグビーに対する関心を高めていくことを期待している。

【小学校の英語教科化について】

- 次年度から小学校５・６年生では教科「外国語」となり、年間７０時間の英語の授業を、ＡＬＴを活用しながら担任主導で行うこととなるため、教員の指導力向上が求められる。
- そこで、平成２８年度に「海老名市英語教育実施計画」を立て、研修・研究を行い、準備を進めてきた。
- 平成２９年度から３年間、市教委が全教員へ向けて、授業の方法、評価の仕方など指導力向上につながる実践的な研修を行ってきた。
- また、英語の研究校を指定し、授業方法の研究を市内全校へ広める取組を進めた。
- 加えて、今年度海老名市では先行的に５・６年生の英語の授業を７０時間に増やし、教科化への円滑な移行を図っているところ。
- さらに今年度は、外国語指導助手であるＡＬＴを増員し、学校へ派遣する日数を増やしたことで、充実した授業の体制づくりを図った。
- これらの取り組みを通じ、教科化に必要な教員の指導力を図ったところ。
- よって、準備は万全であると捉えており、次年度は問題なく、教科「外国語」へ移行できる。

【市内に在住する特別支援学校の児童生徒の学籍のあり方と交流について】

- 学校は、支援学校に通う子も、地域の学校に通う子も、ともに育ちあう場でありたいと願っており、そのための取組を充実・推進していきたいと考えている。
- 現在、本市の小中学校では、市内に在住する特別支援学校の児童生徒を居住地交流として受け入れ、行事や授業で交流している。
- 行事への参加の具体的な例としては、小学校の音楽会で全校合唱とともに歌う取組などがある。
- また、授業での共同学習の例としては、体育の学習で、音楽に合わせて楽しく身体を動かす取組などが挙げられる。
- 支援教育を推進していくうえで、居住地交流をより充実させ、特別支援学校との連携を深めていきたいと考えている。

報告第1号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年1月17日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

令和2年1月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

令和2年1月1日付け

副主幹級	・・・・・・・・	1名
主任主事級	・・・・・・・・	2名
		3名

令和2年1月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【副主幹級】			
つちや 土屋 ようこ 葉子	教育支援課副主幹	文書法制課主査（併）選挙管理 委員会事務局主査	昇格
【主任主事級】			
なかじま 中嶋 じゅんいち 純一	子育て相談課主任主事（兼）市 民税課主任主事（兼）商工課主 任主事（併）教育支援課主任主 事	生活支援課主任主事（兼）社会 福祉主事	
くさお 草尾 たかひろ 昂弘	生活支援課主任主事（兼）社会 福祉主事	子育て相談課主任主事（兼）市 民税課主任主事（兼）商工課主 任主事（併）教育支援課主任主 事	

議案第 1 号

海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱の一部改正について

別紙のとおり、海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱の一部改正について、議決を求める。

令和 2 年 1 月 1 7 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱の一部を改正したいため

海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱の一部改正について

1 改正を要する要綱

海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記要綱に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

- ・身分規定を修正し、会計年度任用職員として規定
- ・条文の順序及び条番号を整理
 - 職務上の義務（第4条）⇒秘密の保持（第8条）
 - 勤務（第6条）⇒勤務（第4条）
 - 派遣申請（第7条）⇒配置の申請（第6条）
 - 派遣決定（第8条）⇒配置の決定（第7条）
 - 資格及び選考（第9条）⇒資格及び選考（第5条）
 - 委任（第10条）⇒委任（第9条）
- ・雇用期間に関する規定を削除
- ・そのほか、実態に合わせ、様式を含めて内容を全体的に見直し
詳細は別紙新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和2年1月17日 定例教育委員会 決定
1月22日 政策会議 報告
1月28日 最高経営会議 報告

海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱 新旧対照表

新	旧
海老名市特別支援教育介助員 <u>及び特別支援教育看護介助員配置</u> 要綱	海老名市特別支援教育介助員・ <u>看護介助員派遣</u> 要綱
<u>(目的)</u>	<u>(趣旨)</u>
第1条 <u>この要綱は、海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍し、特別に配慮を必要とする児童生徒（以下「児童生徒」という。）に対する指導、支援の充実を図ることを目的として、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別支援教育介助員（以下「介助員」という。）及び特別支援教育看護介助員（以下「看護介助員」という。）を学校に配置することについて、必要な事項を定める。</u>	第1条 <u>海老名市教育委員会は、海老名市内小・中学校に在籍する特別に配慮を必要とする児童・生徒（以下児童・生徒という。）個々に対する指導の充実を図るために、児童・生徒の学校教育活動を支援する介助員・看護介助員を各学校に派遣することを目的とする。</u>
<u>(身分)</u>	<u>(身分)</u>
第2条 介助員 <u>及び看護介助員</u> の身分は、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> <u>とする。</u>	第2条 介助員・ <u>看護介助員</u> の身分は、 <u>海老名市一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第4号）第2条2号に規定する非常勤職員とする。</u>
<u>(職務)</u>	<u>(職務)</u>
第3条 介助員 <u>及び看護介助員</u> は、 <u>次に掲げる</u> 職務を行う。	第3条 介助員・ <u>看護介助員</u> は、 <u>次の</u> 職務を行う。
(1) 児童 <u>生徒</u> の衣服の着脱、食事、排泄、身の回りの整理整頓等、 <u>学校生活を円滑に営むための介助に関すること。</u>	(1) 児童・ <u>生徒</u> の衣服の着脱、食事、排泄、身の回りの整理整頓等 <u>身辺処理の介助</u>
(2) 児童 <u>生徒</u> の移動の介助及び安全の確保 <u>に関すること。</u>	(2) 児童・ <u>生徒</u> の移動の介助及び安全の確保 <u>ア 授業中、休み時間、給食、清掃時間等の安全確保</u> <u>イ 教室、校庭、体育館、特別教室、トイレ等への移動の介助</u> <u>ウ 学校行事、校外活動における移動の介助及び安全の確保</u>
(3) 児童 <u>生徒</u> の学習活動の支援 <u>に関すること。</u>	(3) 児童・ <u>生徒</u> の学習活動の支援
(4) 看護介助員に <u>あっては、介助員の職務に加え、別紙「海老名市看護介助員配置に係る指針」に基づき、医師の指示により、医療行為等の看護措置に従事する。</u>	(4) 看護介助員に <u>ついては、児童・生徒への医療行為等の看護措置</u>
(5) <u>前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めること。</u>	
<u>(勤務)</u>	<u>(職務上の義務)</u>
第4条 <u>介助員及び看護介助員の勤務は、原則として次のとおりとする。</u>	第4条 <u>介助員・看護介助員は職務の遂行に当たってはこれに専念しなければならない</u>

(1) 勤務時間は、原則として、一日につき6. 5時間で、任命権者が定める。

(2) 勤務日は、学校に準ずることを基本として、任命権者が定める。

(削除)

(資格及び選考)

第5条 介助員は、海老名市の教育に理解を持ち、健康でかつ、介助員の職務に専念できる者のうちから、教育委員会が選考する。

2 看護介助員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、教育委員会が選考する。

(1) 看護師の資格を有する者

(2) 海老名市の教育に理解を持ち、健康でかつ、看護介助員の職務に専念できる者

(配置の申請)

第6条 介助員及び看護介助員の配置を希望する学校の校長（以下「学校長」という）は、「特別支援教育介助員・看護介助員配置申請書」（第1号様式）
により、教育委員会に申請しなければならない。

2 学校長は、前項の申請を行うに当たり、介助員または看護介助員の配置を受ける児童生徒の保護者が提出した「特別支援教育介助員・看護介助員配置承諾書」（第2号様式）を、第1号様式に添付して申請しなければならない。

3 医療行為の実施が必要な児童生徒在籍に伴う看護介助員の配置を希望する学校長は、第1項の規定による看護介助員配置の申請に併せて、「特別支援教育看護介助員配置に係る看護措置申請書」（第3号様式）に医師の指示書等を添付して、教育委員会へ申請しなければならない。

(配置の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請に基づき審査し、介助員又は看護介助員の配置を決定したときは、「特別支援教育介助員・看護介助員配置決定通知書」（第4号様式）により学校長に通知する。

い。

2 介助員・看護介助員は職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雇用期間)

第5条 介助員・看護介助員の雇用期間は、原則として6ヶ月とする。

(勤務)

第6条 介助員・看護介助員の勤務は原則として次のとおりとする。

(1) 勤務時間は、原則として一日につき6. 5時間で任命権者が定める。

(2) 勤務日は学校に準ずることを基本として、任命権者が定める。

(派遣 申請)

第7条 介助員 の派遣を希望する 校長
は、介助員派遣申請書 （第1号様式） 及び介助員派遣承諾書（第2号様式）により 市教育委員会へ申請 すること。

2 医療行為などの看護介助員の派遣を希望する校長は、看護措置申請書（第3号様式）に医師の指示書を添付して市教育委員会へ申請すること。

(派遣 決定)

第8条 教育委員会は、前条の介助員派遣申請に基づき審査し、介助員の派遣
を決定したときは、介助員派遣通知書
（第4号様式）により 校長及び保護者に通知する。

2 医療行為などの看護措置については、看護措置申請書に基づき審査し、看護措置決定通知書（第5号様式）により校長に通知する。併せて、保護者に介助員派遣通知書（第4号様式）により通知する。

(秘密の保持)

第8条 介助員及び看護介助員は、職務上知り得た個人情報及びその他の内容を第三者に漏らし、または、公表してはならない。なお、業務終了後においても同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則 (略)

(資格及び選考)

第9条 介助員の資格は、教育に理解をもち、健康でかつ、介助員の仕事に専念できる者とする。

2 看護介助員の資格は次に掲げるものとする。

(1) 看護師の資格を有する者

(2) 教育に理解をもち、健康でかつ、看護介助員の仕事に専念できる者

3 選考については市教育委員会が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (略)

【第1号様式】

【第1号様式】

年 月 日

特別支援教育介助員・看護介助員 配置申請書

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

学校

校長

印

児童生徒氏名		生年月日	年 月 日
級 学年・組	年 級 組	担任名	
住所・電話	海老名市		TEL
手帳	療育手帳		身体障害者手帳

児童生徒の状況（該当箇所を○で囲んでください。）

知的発達面	遅れがある		遅れない
言語面	発声程度・表出なし	単語程度	二語文程度
身辺処理面	着脱衣	全面介助 (自分でできることもある)	ほぼ自立 (見守り・言葉かけが必要)
	食事	全面介助 (自分でできることもある)	ほぼ自立 (見守り・言葉かけが必要)
	排泄	全面介助 (自分でできることもある)	ほぼ自立 (見守り・言葉かけが必要)
移動面	全面介助	部分介助 (階段等では介助が必要)	ほぼ自立 (見守り・言葉かけが必要)
集団適応面	困難	部分的に	参加可能

児童・生徒の様子、介助等内容

（上記の状況について補足説明が必要な場合は具体的に記述してください。）

（ ）面	
（ ）面	
（ ）面	
（ ）面	

【第1号様式】

第1号様式

支援教育介助員派遣申請書

平成 年 月 日

海老名市教育委員会教育長 殿

海老名市立

校長

学校

印

児童生徒氏名		生年月日	
学年・学級	年 級	担任名	
住所・電話	海老名市 TEL - -		
児童生徒の状況			
手帳の取得状況			
必要な 介助・支援の内 容			

【第2号様式】

【第2号様式】

特別支援教育介助員・看護介助員配置承諾書

海老名市教育委員会 殿

特別支援教育介助員の配置について申請書のとおり承諾します。

年 月 日

児童生徒氏名

保護者氏名

印

【第2号様式】

第2号様式（新規申請者のみ）

支援教育介助員派遣承諾書

海老名市教育委員会教育長 殿

わたくしの保護する

への

支援教育介助員の派遣について承諾します。

平成 年 月 日

保護者氏名

印

【第3号様式】

【第3号様式】

特別支援教育看護介助員配置に係る看護措置申請書

海老名市教育委員会 殿

特別支援教育看護介助員の看護措置について医師の指示書を添付し
申請いたします。

年 月 日

児童生徒氏名

保護者氏名 印

【第3号様式】

第3号様式

特別支援教育看護措置申請書

海老名市教育委員会教育長 殿

わたくしの保護する への
特別支援教育看護介助員の派遣について医師の指示書を添付し申請
いたします。

年 月 日

保護者氏名 印

【第4号様式】

【第4号様式】

学校用

年 月 日

特別支援教育介助員・特別支援教育看護介助員配置決定通知書

海老名市立 学校長 殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

申請がありました次の児童・生徒に特別支援教育介助員・特別支援教育看護介助員を
配置いたします。

	児童・生徒氏名	学年	学級	配置決定日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

【第4号様式】

第4号様式

保護者用

年 月 日

介助員・看護介助員派遣決定通知書

殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請がありました次の児童・生徒に介助員を派遣いたします。

フリガナ 氏 名		性 別	
保護者氏名			
在籍校 学年・組	海老名市立	小・中学校	年 組
介助開始日	年 月 日 より		
担当曜日	曜日		
担当者			

(削除)

【第5号様式】

第5号様式

学校用

年 月 日

看護措置決定通知書

海老名市立 小・中学校長 殿

海老名市教育委員会
(公印省略)

申請がありました次の児童・生徒に介助員(看護)を派遣いたします。

フリガナ 氏 名		性 別	
生年月日	年 月 日 生		
住 所 電話番号	海老名市		
在籍校 学年・組 担任名	海老名市立 小・中学校 年 組		
介助開始日	年 月 日 より		
指導時間 担 当 者	毎週 曜日		

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍し、特別に配慮を必要とする児童生徒（以下「児童生徒」という。）に対する指導、支援の充実を図ることを目的として、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別支援教育介助員（以下「介助員」という。）及び特別支援教育看護介助員（以下「看護介助員」という。）を学校に配置することについて、必要な事項を定める。

（身分）

第2条 介助員及び看護介助員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

（職務）

第3条 介助員及び看護介助員は、次に掲げる職務を行う。

- （1） 児童生徒の衣服の着脱、食事、排泄、身の回りの整理整頓等、学校生活を円滑に営むための介助に関すること。
- （2） 児童生徒の移動の介助及び安全の確保に関すること。
- （3） 児童生徒の学習活動の支援に関すること。
- （4） 看護介助員にあつては、介助員の職務に加え、別紙「海老名市看護介助員配置に係る指針」に基づき、医師の指示により、医療行為等の看護措置に従事する。
- （5） 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

（勤務）

第4条 介助員及び看護介助員の勤務は、原則として次のとおりとする。

- （1） 勤務時間は、原則として、一日につき6.5時間で、任命権者が定める。
- （2） 勤務日は学校に準ずることを基本として、任命権者が定める。

（資格及び選考）

第5条 介助員は、海老名市の教育に理解を持ち、健康でかつ、介助員の職務に専念できる者のうちから、教育委員会が選考する。

2 看護介助員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、教育委員会が選考する。

(1) 看護師の資格を有する者

(2) 海老名市の教育に理解を持ち、健康でかつ、看護介助員の職務に専念できる者

(配置の申請)

第6条 介助員及び看護介助員の配置を希望する学校長は、「特別支援教育介助員・看護介助員配置申請書」(第1号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

2 学校長は、前項の申請を行うに当たり、介助員または看護介助員の配置を受ける児童生徒の保護者が提出した、「特別支援教育介助員・看護介助員配置承諾書」(第2号様式)を、第1号様式に添付して申請しなければならない。

3 医療行為の実施が必要な児童生徒在籍に伴う看護介助員の配置を希望する学校長は、第1項の規定による看護介助員配置の申請に併せて、「特別支援教育看護介助員配置に係る看護措置申請書」(第3号様式)に医師の指示書等を添付して、教育委員会へ申請しなければならない。

(配置の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請に基づき審査し、介助員又は看護介助員の配置を決定したときは、「特別支援教育介助員・看護介助員配置決定通知書」(第4号様式)により校長に通知する。

(秘密の保持)

第8条 介助員及び看護介助員は、職務上知り得た個人情報及びその他の内容を第三者に漏らし、または、公表してはならない。なお、業務終了後においても同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

《平成16年 4 月 1 日 制定》

《平成17年 4 月 1 日 一部改正》

《平成23年 4 月 1 日 一部改正》

《令和 2 年 4 月 1 日 一部改正》

《別紙》 海老名市看護介助員配置に係る指針

この指針は、海老名市小学校及び中学校における医療的ケア等を実施する際、安全かつ教育的配慮のもと実施されるよう、看護介助員の配置及び体制整備等を示すとともに、学校管理下における教職員、医療的ケア実施者等のガイドラインとする。

1 医療的ケアの実施

- (1) 原則として、看護師資格等を有する看護介助員を配置すること
- (2) 医療的ケア等の実施に当たっては、保護者及び医師等と児童生徒の状況確認を行い、医師の指示書に従い行う。
- (3) 医療的ケア等の実施内容は以下のア～カのとおりとし、教職員との連携のもと、看護介助員がこれに当たるものとする。

ア 栄養に関すること（経鼻経管栄養 胃ろう 腸ろう 中心静脈栄養等）

イ 呼吸に関すること（口腔・鼻腔内の吸引 気管切開部カニューレ部からの吸引等）

ウ 排泄に関すること（導尿等）

エ その他、医師の医学的指示に基づき、教育委員会が認めた医療行為に関すること

オ 医療的行為の実施に当たっては、環境整備等について、保護者等と十分協議するものとする。

カ 医療的ケア等については、教育委員会の総括的な管理体制のもと、各学校では学校長を中心に、保護者及び医師等との連携協力の体制整備を図ること

年 月 日

特別支援教育介助員・看護介助員 配置申請書

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

学校

校長

印

児童生徒氏名		生年月日	年 月 日
級 学年・組	級 年 組	担任名	
住所・電話	海老名市		Tel
手帳	療育手帳		身体障害者手帳

児童生徒の状況（該当箇所を○で囲んでください。）

知的発達面		遅れがある		遅れない
言語面		発声程度・表出なし	単語程度	二語文程度
身辺処理面	着脱衣	全面介助	部分介助 (自分でできることもある)	ほぼ自立 (見守り・言葉かけが必要)
	食事	全面介助	部分介助 (自分でできることもある)	ほぼ自立 (見守り・言葉かけが必要)
	排泄	全面介助	部分介助 (自分でできることもある)	ほぼ自立 (見守り・言葉かけが必要)
移動面		全面介助	部分介助 (階段等では介助が必要)	ほぼ自立 (見守り・言葉かけが必要)
集団適応面		困難	部分的に	参加可能

児童・生徒の様子、介助等内容

(上記の状況について補足説明が必要な場合は具体的に記述してください。)

() 面	
() 面	
() 面	
() 面	

【第2号様式】

特別支援教育介助員・看護介助員配置承諾書

海老名市教育委員会 殿

特別支援教育介助員の配置について申請書のとおり承諾します。

年 月 日

児童生徒氏名

保護者氏名

印

【第3号様式】

特別支援教育看護介助員配置に係る看護措置申請書

海老名市教育委員会 殿

特別支援教育看護介助員の看護措置について医師の指示書を添付し
申請いたします。

年 月 日

児童生徒氏名

保護者氏名

印

年 月 日

特別支援教育介助員・特別支援教育看護介助員配置決定通知書

海老名市立 学校長 殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

申請がありました次の児童・生徒に特別支援教育介助員・特別支援教育看護介助員を
配置いたします。

	児童・生徒氏名	学年	学級	配置決定日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

議案第 2 号

海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部改正について

別紙のとおり、海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部改正について、議決を求める。

令和 2 年 1 月 1 7 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部を改正したいため

海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部改正について

1 改正を要する要綱

海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記要綱に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

- ・身分規定を修正し、会計年度任用職員として規定
- ・条文の順序及び条番号を整理
 - 職務上の義務（第4条）⇒秘密の保持（第9条）
 - 勤務（第6条）⇒勤務（第4条）
 - 派遣申請（第8条）⇒配置の申請（第6条）
 - 派遣決定（第9条）⇒配置の決定（第7条）
 - 報告書の提出（第10条）⇒報告書の提出（第8条）
 - 特別支援教育補助指導員の資格と選考（第11条）⇒資格及び選考（第5条）
 - その他（第12条）⇒委任（第10条）
- ・雇用期間及び派遣形態に関する規定を削除
- ・そのほか、実態に合わせ、様式を含めて内容を全体的に見直し
詳細は別紙新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和2年1月17日 定例教育委員会 決定
1月22日 政策会議 報告
1月28日 最高経営会議 報告

新	旧
海老名市特別支援教育補助指導員<u>配置</u>要綱 <u>(目的)</u> 第1条 この要綱は、海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍し、特別な教育的支援が必要な児童生徒（以下「児童生徒」という。）に対する支援教育の充実を図ることを目的として、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別支援教育補助指導員（以下「補助指導員」という。）を学校に配置することについて、必要な事項を定める。 <u>(身分)</u> 第2条 補助指導員の身分は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>とする。 <u>(職務)</u> 第3条 補助指導員は、<u>次に掲げる</u> 職務を行う。 (1) <u>児童・生徒の学習活動の指導及び支援</u>に関すること。 (2) <u>児童・生徒が学校生活を送る上で必要な支援</u>に関すること。 <u>(3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めること。</u> <u>(勤務)</u> 第4条 補助指導員の勤務は、原則として次のとおりとする。 (1) <u>勤務時間は、原則として、一日につき6.5時間で、任命権者が定める。</u> (2) <u>勤務日は、学校に準ずることを基本として、任命権者が定める。</u> <u>(削除)</u> <u>(資格及び選考)</u> 第5条 補助指導員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、教育委員会が選考する。 (1) <u>教員免許状を有する者</u> (2) <u>海老名市の教育に理解を持ち、健康でかつ、補助指導員の職務に専念できる</u>	海老名市特別支援教育補助指導員<u>派遣</u>要綱 <u>(趣旨)</u> 第1条 海老名市教育委員会は、海老名市内の小学校及び中学校に在籍し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して必要な教育的支援を行い、併せて、学校における教育的活動を支援し、本市特別支援教育の一層の充実を図るために、特別支援教育補助指導員を派遣する。 <u>(身分)</u> 第2条 特別支援教育補助指導員の身分は、<u>海老名市一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第4号）第2条2号に規定する非常勤職員</u>とする。 <u>(職務)</u> 第3条 特別支援教育補助指導員は、<u>主として次の</u>職務を行う。 (1) <u>対象となる児童・生徒の学習活動の指導・支援</u>に関すること。 (2) <u>対象となる児童・生徒の学校生活を送る上で必要な支援</u>に関すること。 <u>(職務上の義務)</u> 第4条 特別支援教育補助指導員は、職務の遂行に当たってはこれに専念しなければならない。 <u>2 特別支援教育補助指導員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> <u>(雇用期間)</u> 第5条 特別支援教育補助指導員の雇用期間は、原則として6ヶ月とする。 <u>(勤務)</u> 第6条 特別支援教育補助指導員の勤務については、原則次のとおりとする。 (1) <u>勤務時間は、原則として一日につき6.5時間で任命権者が定める。</u> (2) <u>勤務日は原則として学校に準ずる。</u>

者

(削除)

(配置の申請)

第6条 補助指導員の配置を希望する海老名市立小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）は、「特別支援教育補助指導員配置申請書」（第1号様式 _____）により、教育委員会に申請しなければならない。

2 学校長は、前項の申請を行うに当たり、補助指導員の配置を受ける児童生徒の保護者が提出した「特別支援教育補助指導員配置承諾書」（第2号様式）を、第1号様式に添付して申請しなければならない。

(配置の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による _____ 申請に基づき審査し、 _____ 補助指導員の配置を決定したときは、「特別支援教育補助指導員配置決定通知書」（第3号様式）により学校長に通知する。 _____

(報告書の提出)

第8条 補助指導員の配置を受けた学校長は、「特別支援教育補助指導員配置事業実施報告書」（第4号様式）を補助指導員の配置を受けた年度の末までに教育委員会へ提出しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 補助指導員は、職務上知り得た個人情報及びその他の内容を第三者に漏らし、または、公表してはならない。なお、業務終了後においても同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則 （略）

(派遣形態)

第7条 児童・生徒個々の状況に応じて、巡回型とはりつけ型の2タイプとする。市教育委員会は派遣計画を作成し、派遣校に通知する。

(派遣 申請)

第8条 _____ 派遣を希望する _____ 校長 _____ は、特別支援教育補助指導員派遣申請書（第1号様式の1から第1号様式の3）及び派遣承諾書（第2号様式）を市教育委員会に提出する。

(派遣 決定)

第9条 市教育委員会は、特別支援教育補助指導員派遣申請に基づき審査し、特別支援教育補助指導員の派遣を決定し _____ 、 _____ 派遣決定通知書（第3号様式）により学校長に通知する。併せて、保護者には第4号様式により通知する。

(報告書の提出)

第10条 _____ 校長は、 _____ 特別支援教育補助指導員の派遣が終了する年度末には、第5号様式の報告書を市教育委員会へ提出する。

(特別支援教育補助指導員の資格と選考)

第11条 特別支援教育補助指導員の資格は次に掲げる者とする。

(1) 教職員の免許状を有する者

(2) 教育に関心を示し、かつ特別支援教育補助指導員の仕事に専念できる者

2 選考については市教育委員会が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他 _____ 必要な事項は、教育長 _____ が別に定める。

附 則 （略）

【第1号様式】

第1号様式-1

特別支援教育補助指導員配置申請書

海老名市教育委員会 殿

年 月 日

海老名市立 学校
校 長 印

児童生徒名		生年月日	
学年・組	年 組	担任名	
住所・電話	海老名市 TEL - -		
☆当てはまる項目があれば、○をつけてください。			
① 健康面において特に配慮することがある。			
② 基本的な生活習慣の習得において、特に配慮することがある。			
③ 身体・運動面において、特に配慮することがある。			
④ 認知面・言語理解の面において、特に配慮することがある。			
⑤ 社会性・コミュニケーション面において、特に配慮することがある。			
⑥ その他、特に配慮することがある。			
☆①～⑥の項目で○をつけた点について、配慮する内容をお書きください。			

【第1号様式の1】

様式I-1 学校生活表

支援教育補助指導員派遣申請書

平成 年 月 日

海老名市教育委員会教育長 殿

海老名市立 学校
校 長 印

児童生徒名		生年月日	
学年・組	年 組	担任名	
住所・電話	海老名市 TEL - -		
☆当てはまる項目があれば、○をつけてください。			
① 健康面において特に配慮することがある。			
② 基本的な生活習慣の習得において、特に配慮することがある。			
③ 身体・運動面において、特に配慮することがある。			
④ 認知面・言語理解の面において、特に配慮することがある。			
⑤ 社会性・コミュニケーション面において、特に配慮することがある。			
⑥ その他、特に配慮することがある。			
☆①～⑥の項目で○をつけた点について、配慮する内容をお書きください。			

第1号様式ー2 児童生徒の学習状況及び補助指導の内容

学校名() 学校) 児童生徒名()

①学習面における児童生徒の状況

②特別支援教育補助指導員による指導の内容・計画

◆該当するところに○をつけてください。

【 教室での支援 ・ 取り出しによる個別、または少人数の支援 】

③その他（特記事項）

【第1号様式の2】

様式Iー2 児童生徒の学習状況及び補助指導の内容

学校名() 学校) 児童生徒名()

①学習面における児童生徒の状況

②補助指導員による指導の内容・計画

③その他（特記事項）

【第1号様式の3】

児童生徒名		
様式Ⅰ-3 特別支援教育補助指導員派遣年間予定表		
	具 体 的 な 内 容	
4		
5		
6		
7		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

※様式Ⅰに基づき、1年間を見通した指導計画をお願いします。

【第2号様式】

第2号様式

特別支援教育補助指導員配置承諾書

海老名市教育委員会 殿

特別支援教育補助指導員の配置について申請書のとおり承諾します。

年 月 日

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

【第2号様式】

様式Ⅱ（新規申請者のみ）

支援教育補助指導員派遣承諾書

海老名市教育委員会教育長 殿

わたくしの保護する _____ への

支援教育補助指導員の派遣について承諾します。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

【第3号様式】

第3号様式

海老名市立

学校長 殿

年 月 日

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

支援教育補助指導員配置決定通知書

申請がありました次の児童生徒に特別支援教育補助指導員を配置いたします。

	児童・生徒氏名	学年	指導員	配置決定日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

【第3号様式】

第3号様式

学校用

年 月 日

補助指導員派遣決定通知書

海老名市立

小・中学校長 殿

海老名市教育委員会
(公印省略)

申請がありました次の児童・生徒に補助指導員を派遣いたします。

フリガナ		性	
氏 名		別	
生年月日	年 月 日 生		
住 所	海老名市		
電話番号			
在籍校	海老名市立 小・中学校		
学年・組	年 組		
担任名			
指導開始日	年 月 日 より		
指導時間 担 当 者	毎週 曜日 から		

【第4号様式】

第4号様式 報告書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立 学校
校 長 印

児童生徒名			
学年・組	年 組	担任名	

- ・1年間、支援教育補助指導員を派遣した結果、児童生徒の学び、育ちについてご報告をお願いいたします。
- ・第1号様式－2で記載された、児童生徒への配置ねらいに沿って記載ください。

【第4号様式】

第4号様式

保護者用

年 月 日

補助指導員派遣決定通知書

殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

年 月 日付け で申請がありました次の児童・生徒に補助指導員を派遣いたします。

フリガナ 氏 名		性 別	
保護者氏名			
在籍校 学年・組	海老名市立 小・中学校 年 組		
指導開始日 指導時間等	年 月 日 より 毎週 曜日 から		
担当者			

(削除)

【第5号様式】

様式V 報告書

平成 年 月 日

海老名市教育委員会教育長 殿

海老名市立 学校
校 長 印

児童生徒名			
学年・組	年 組	担任名	

- ・1年間、支援教育補助指導員を派遣した結果、児童生徒の育ちについてご報告をお願いいたします。
- ・様式I－2で記載された、児童生徒への派遣ねらいに沿って記載ください。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍し、特別な教育的支援が必要な児童生徒（以下「児童生徒」という。）に対する支援教育の充実を図ることを目的として、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別支援教育補助指導員（以下「補助指導員」という。）を学校に配置することについて、必要な事項を定める。

（身分）

第2条 補助指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

（職務）

第3条 補助指導員は、次に掲げる職務を行う。

- （1） 児童生徒の学習活動の指導及び支援に関すること。
- （2） 児童生徒が学校生活を送る上で必要な支援に関すること。
- （3） 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

（勤務）

第4条 補助指導員の勤務は、原則として次のとおりとする。

- （1） 勤務時間は、原則として、一日につき6.5時間で、任命権者が定める。
- （2） 勤務日は、学校に準ずることを基本として、任命権者が定める。

（資格及び選考）

第5条 補助指導員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、教育委員会が選考する。

- （1） 教員免許状を有する者
- （2） 海老名市の教育に理解を持ち、健康でかつ、補助指導員の職務に専念できる者

（配置の申請）

第6条 補助指導員の配置を希望する海老名市立小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）は、「特別支援教育補助指導員配置申請書」（第1号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

2 学校長は、前項の申請を行うに当たり、補助指導員の配置を受ける児童生徒の保護者が提出した「特別支援教育補助指導員配置承諾書」（第2号様式）を、第1号様式に添付して申請しなければならない。

（配置の決定）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請に基づき審査し、補助指導員の配置を決定したときは、「特別支援教育補助指導員配置決定通知書」（第3号様式）により学校長に通知する。

（報告書の提出）

第8条 補助指導員の配置を受けた学校長は、「特別支援教育補助指導員配置事業実施報告書」（第4号様式）を補助指導員の配置を受けた年度の末までに教育委員会へ提出しなければならない。

（秘密の保持）

第9条 補助指導員は、職務上知り得た個人情報及びその他の内容を第三者に漏らし、または、公表してはならない。なお、業務終了後においても同様とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

《平成10年4月1日 制定》

《平成14年4月1日 一部改正》

《平成15年4月1日 一部改正》

《平成23年4月1日 一部改正》

《令和2年4月1日 一部改正》

第 1 号様式－ 1

特別支援教育補助指導員配置申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校 長

学校
印

児童生徒名		生年月日	
学年・組	年 組	担任名	
住所・電話	海老名市 Tel - -		
☆当てはまる項目があれば、○をつけてください。			
① 健康面において特に配慮することがある。			
② 基本的な生活習慣の習得において、特に配慮することがある。			
③ 身体・運動面において、特に配慮することがある。			
④ 認知面・言語理解の面において、特に配慮することがある。			
⑤ 社会性・コミュニケーション面において、特に配慮することがある。			
⑥ その他、特に配慮することがある。			
☆①～⑥の項目で○をつけた点について、配慮する内容をお書きください。			

第1号様式-2 児童生徒の学習状況及び補助指導の内容

学校名(学校) 児童生徒名()

①学習面における児童生徒の状況

[illegible]

②特別支援教育補助指導員による指導の内容・計画

◆該当するところに○をつけてください。

【 教室での支援 ・ 取り出しによる個別、または少人数の支援 】

◆該当するところに○をつけてください。

【 教室での支援 ・ 取り出しによる個別、または少人数の支援 】

③その他（特記事項）

--

第 2 号様式

特別支援教育補助指導員配置承諾書

海老名市教育委員会 殿

特別支援教育補助指導員の配置について申請書のとおり承諾します。

年 月 日

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

第3号様式

年 月 日

海老名市立

学校長 殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

支援教育補助指導員配置決定通知書

申請がありました次の児童生徒に特別支援教育補助指導員を配置いたします。

	児童・生徒氏名	学年	指導員	配置決定日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

第 4 号様式 報告書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校 長

学校
印

児童生徒名			
学年・組	年	組	担任名

- ・ 1 年間、支援教育補助指導員を派遣した結果、児童生徒の学び、育ちについてご報告をお願いいたします。
- ・ 第 1 号様式－ 2 で記載された、児童生徒への配置ねらいに沿って記載ください。

議案第 3 号

海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部改正について

別紙のとおり、海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部改正について、議決を求める。

令和 2 年 1 月 1 7 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部を改正
したため

海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部改正について

1 改正を要する要綱

海老名市言語聴覚士派遣要綱

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記要綱に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

- ・定義規定を身分規定へ変更し、文言を整理
- ・対象者に関する規定を実態に合わせて修正
- ・雇用条件に関する規定を削除し、条番号を整理
- ・そのほか、様式を含めて文言を整理

詳細は別紙新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和2年1月17日	定例教育委員会	決定
1月22日	政策会議	報告
1月28日	最高経営会議	報告

新 (改正案)	旧 (現行)
海老名市言語聴覚士派遣要綱 (目的) 第1条 この要綱は、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、海老名市立の小中学校に在籍<u>す</u>る、ことばやきこえ等に障がいのある児童生徒に対して、<u>言語に関する支援等を行い、併せて、教職員に対して</u>学校における教育的活動を支援し、本市支援教育の一層の充実を図るために、海老名市言語聴覚士（以下「<u>言語聴覚士</u>」という。）を派遣することについて必要な事項を定める。 (身分) 第2条 <u>言語聴覚士の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。</u> (対象者) 第3条 <u>言語聴覚士の支援の</u>対象者は、海老名市立小学校特別支援学級に在籍する児童及び中学校<u>特別支援学級に在籍する生徒</u>で、次に掲げる要件を満たす児童生徒及びその関係者とする。 (1)～(2) (略) (3) <u>言語機能の発達に遅れのある者</u> (4)～(6) (略) (派遣の申請) 第4条 <u>言語聴覚士の派遣を希望する海老名市立小学校又は中学校の長（以下「学校長」という。）は、「海老名市言語聴覚士派遣申請書」（第2号様式）に「海老名市言語聴覚士指導申請書」（第1号様式）の写しを添付して、教育委員会に申請しなければならない。</u> (派遣の決定) 第5条 教育委員会は、<u>前条の規定による</u>申請に基づき<u>審査し、言語聴覚士の派遣を決定したとき</u>は、「海老名市言語聴覚士派遣通知書」（第3号様式）により学校長に<u>対して</u>通知し、「海老名市言語聴覚士派遣通知書」（第4号様式）により保護者に対して通	海老名市言語聴覚士派遣要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という<u> </u>）が、海老名市立の小中学校に在籍<u>している</u>、ことばやきこえ等に障がいのある児童生徒に対して<u> </u>言語に関する支援等を行い、併せて、<u> </u>学校における教育的活動を支援し、本市支援教育の一層の充実を図るために、海老名市言語聴覚士<u> </u>を派遣することについて必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この要綱において、「海老名市言語聴覚士」とは、<u>海老名市一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第4号）第2条第1号に規定する臨時的任用職員</u>をいう。 (対象者) 第3条 <u>海老名市</u>言語聴覚士の支援<u>を受けることができる</u>対象者は、海老名市立小学校特別支援学級に在籍する児童及び中学校<u>通常の学級又は</u>特別支援学級に在籍する生徒で、次に掲げる要件を満たす児童生徒及びその関係者とする。 (1)～(2) (略) (3) <u>話す、聞く、読む等</u>、言語機能の発達に遅れのある者 (4)～(6) (略) (派遣<u> </u>申請) 第4条 <u> </u>派遣を希望する<u>学校長</u><u> </u>は、<u>海老名市言語聴覚士指導申請書（第1号様式）の写し及び海老名市言語聴覚士派遣申請書（第2号様式）を</u>教育委員会に<u>提出する。</u> (派遣<u> </u>決定) 第5条 教育委員会は、<u>海老名市言語聴覚士派遣申請に基づき、海老名市言語聴覚士の見立て等から派遣について審査を行い、海老名市</u>言語聴覚士の派遣を決定し<u> </u>、<u> </u>海老名市言語聴覚士派遣通知書（第3号様式）により学校長に<u> </u>通知する。併せて、保護者には第4号様式により<u> </u>通

知する。 (報告書の提出) 第6条 学校長は、<u> </u>言語聴覚士の派遣が終了する<u>とき</u>は、第5号様式の報告書を教育委員会へ提出する。 (派遣<u>の</u>形態) 第7条 <u> </u>言語聴覚士は、児童生徒個々の状況に応じて、原則として巡回型の支援を行う。 (職務<u> </u>) 第8条 <u> </u>言語聴覚士は、次に掲げる職務を行う。 (1)～(3) (略) (職務上の義務) 第9条 <u> </u>言語聴覚士は、職務の遂行に当たっては、<u>これに専念しなければならない。</u> 2 <u> </u>言語聴覚士は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (<u> </u>資格<u>及び</u>選考) 第10条 <u> </u>言語聴覚士は、<u>次に掲げる要件を満たす者のうちから、教育委員会が選考する。</u> (1) 言語聴覚士の資格を有する者 (2) ことばやきこえ等の障がいについて専門的な知識や技能を有する者 (削除) (勤務日及び勤務時間) 第11条 (略) (<u>委任</u>) 第12条 この要綱に定めるものの<u>ほか</u>、必要な事項は<u>教育委員会</u>が別に定める。 附 則 (略)	知する。 (報告書の提出) 第6条 学校長は、<u>海老名市</u>言語聴覚士の派遣が終了する<u>年度末</u>には、第5号様式の報告書を教育委員会へ提出する。 (派遣 <u> </u>形態) 第7条 <u>海老名市</u>言語聴覚士は、児童生徒個々の状況に応じて、原則として巡回型の支援を行う。 (職務<u>の内容</u>) 第8条 <u>海老名市</u>言語聴覚士は、次に掲げる職務を行う。 (1)～(3) (略) (職務上の義務) 第9条 <u>海老名市</u>言語聴覚士は、職務の遂行に当たっては、<u>これに専念しなければならない。</u> 2 <u>海老名市</u>言語聴覚士は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (<u>海老名市言語聴覚士の資格と</u> <u> </u>選考) 第10条 <u>海老名市</u>言語聴覚士は、<u>次の各号のいずれかに該当する資格等を有する者とする</u> <u> </u>。 (1) 言語聴覚士の資格を有する者 (2) ことばやきこえ等の障がいについて専門的な知識や技能を有する者 <u>2 選考については教育委員会が行う。</u> (<u>雇用条件</u>) <u>第11条 海老名市言語聴覚士の雇用期間は、原則として6か月とする。</u> (勤務日及び勤務時間) 第12条 (略) (<u>その他</u>) 第13条 この要綱に定めるものの<u>他</u>、必要な事項は、<u>教育長</u> が別に定める。 附 則 (略)
---	---

【第1号様式】

【第1号様式】

保護者用

年 月 日

海老名市言語聴覚士指導申請書

海老名市立 学校長 殿

保護者氏名

印

次の児童・生徒への言語聴覚士による指導を申請いたします。

フリガナ			
児童・生徒名			
生年月日	平成 年 月 日	性別	
学年・組	第 学年 組 (特別支援学級 級)		
住 所			
電 話			

児童・生徒の状況について

NO.	児童生徒の状況	○印
1	せんせいを「テンテイ」、ぶらんこを「ブアンコ」、とけいを「トテイ」、ほんを「オン」等誤って発音する。	
2	ことばの最初の音、または、途中の音を繰り返したり、引き伸ばしたり、詰まらせることがある。	
3	獲得していることばの数が少なく、話したり、書いたりが難しい。	
4	言語を介してやり取りするときに、他者との意思疎通が難しい。	
5	聴覚に障がいがあり、通常の話し声でのコミュニケーションが難しい。 (補聴器等の使用も含む)	
6	食べ物を口に取り込むこと、噛むこと、飲み込むことに難しさがある。	
7	その他（上記の項目について具体的にお知らせください。）	

記入者（ 記入年月日 年 月 日

【第1号様式】

【第1号様式】

保護者用

平成 年 月 日

海老名市言語聴覚士指導申請書

海老名市立 学校長 殿

保護者氏名

印

次の児童・生徒への言語聴覚士による指導を申請いたします。

フリガナ			
児童・生徒名			
生年月日	平成 年 月 日	性別	
学年・組	第 学年 組 (特別支援学級 級)		
住 所			
電 話			

児童・生徒の状況について

NO.	児童生徒の状況	○印
1	せんせいを「テンテイ」、ぶらんこを「ブアンコ」、とけいを「トテイ」、ほんを「オン」等誤って発音する。	
2	ことばの最初の音、または、途中の音を繰り返したり、引き伸ばしたり、詰まらせることがある。	
3	獲得していることばの数が少なく、話したり、書いたりが難しい。	
4	言語を介してやり取りするときに、他者との意思疎通が難しい。	
5	聴覚に障がいがあり、通常の話し声でのコミュニケーションが難しい。 (補聴器等の使用も含む)	
6	食べ物を口に取り込むこと、噛むこと、飲み込むことに難しさがある。	
7	その他（上記の項目について具体的にお知らせください。）	

記入者（ 記入年月日 年 月 日

【第2号様式】

【第2号様式】

学校用

海老名市言語聴覚士派遣申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

学校

校長

印

このことについて、下記児童・生徒の保護者より海老名市言語聴覚士による指導の希望がありましたので、派遣を申請します。

フリガナ		性	
児童生徒氏名		別	
生 年 月 日	平成 年 月 日	生	
学年・組	第 学年 組		
	(特別支援学級		級)
学級担任氏名			
申 請 理 由			

【第2号様式】

【第2号様式】

学校用

海老名市言語聴覚士派遣申請書

平成 年 月 日

海老名市教育委員会 教育長 殿

海老名市立

学校

校長

印

このことについて、下記児童・生徒の保護者より海老名市言語聴覚士による指導の希望がありましたので、派遣を申請します。

フリガナ		性	
児童生徒氏名		別	
生 年 月 日	平成 年 月 日	生	
学年・組	第 学年 組		
	(特別支援学級		級)
学級担任氏名			
申 請 理 由			

【第3号様式】

学校用

【第3号様式】

年 月 日

海老名市言語聴覚士派遣通知書

海老名市立 小学校長 殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

このことについて、申請がありました次の児童について言語聴覚士を派遣いたします。

フリガナ		性	
児童生徒氏名		別	
保護者氏名			
在籍校 学 年			
派遣開始日			

【第3号様式】

学校用

【第3号様式】

平成 年 月 日

海老名市言語聴覚士派遣通知書

海老名市立 小学校長 殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

このことについて、申請がありました次の児童について言語聴覚士を派遣いたします。

フリガナ		性	
児童生徒氏名		別	
保護者氏名			
在籍校 学 年			
派遣開始日			

【第4号様式】

【第4号様式】

保護者用

年 月 日

海老名市言語聴覚士派遣通知書

殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

このことについて、申請がありました次の児童について言語聴覚士を派遣いたします。

フリガナ		性	
児童生徒氏名		別	
保護者氏名			
在籍校 学 年			
派遣開始日			

【第4号様式】

【第4号様式】

保護者用

平成 年 月 日

海老名市言語聴覚士派遣通知書

殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

このことについて、申請がありました次の児童について言語聴覚士を派遣いたします。

フリガナ		性	
児童生徒氏名		別	
保護者氏名			
在籍校 学 年			
派遣開始日			

【第5号様式】

【第5号様式】

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校 長

学校
印

児童生徒名			
学年・組	年	組	担任名

- ・ 1年間、言語聴覚士を派遣した結果、児童生徒の育ちについてご報告をお願いいたします。
- ・ 2号様式で記載された、児童生徒への派遣ねらいに沿って記載ください。

【第5号様式】

様式Ⅴ 報告書

平成 年 月 日

海老名市教育委員会教育長 殿

海老名市立
校 長

学校
印

児童生徒名			
学年・組	年	組	担任名

- ・ 1年間、言語聴覚士を派遣した結果、児童生徒の育ちについてご報告をお願いいたします。
- ・ 2号様式で記載された、児童生徒への派遣ねらいに沿って記載ください。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市言語聴覚士派遣要綱

（目的）

第1条 この要綱は、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、海老名市立の小中学校に在籍する、ことばやきこえ等に障がいのある児童生徒に対して、言語に関する支援等を行い、併せて、教職員に対して学校における教育的活動を支援し、本市支援教育の一層の充実を図るために、海老名市言語聴覚士（以下「言語聴覚士」という。）を派遣することについて必要な事項を定める。

（身分）

第2条 言語聴覚士の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

（対象者）

第3条 言語聴覚士の支援の対象者は、海老名市立小学校特別支援学級に在籍する児童及び中学校特別支援学級に在籍する生徒で、次に掲げる要件を満たす児童生徒及びその関係者とする。

- （1） 口蓋裂、構音器官のまひ等、様々な要因によって生じる構音障害のある者
- （2） 吃音等、話し言葉におけるリズムの障がいのある者
- （3） 言語機能の発達に遅れのある者
- （4） 摂食や嚥下機能に困難さがある者
- （5） 通常の話声を解することに困難さがある者（補聴器等の使用も含む）
- （6） その他、（1）～（5）に準じる者

（派遣の申請）

第4条 言語聴覚士の派遣を希望する海老名市立小学校又は中学校の長（以下「学校長」という。）は、「海老名市言語聴覚士派遣申請書」（第2号様式）に「海老名市言語聴覚士指導申請書」（第1号様式）の写しを添付して、教育委員会に申請しなければならない。

（派遣の決定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請に基づき審査し、言語聴覚士の派遣を決定したときは、「海老名市言語聴覚士派遣通知書」（第3号様式）により学校

長に対して通知し、「海老名市言語聴覚士派遣通知書」（第４号様式）により保護者に対して通知する。

（報告書の提出）

第６条 学校長は、言語聴覚士の派遣が終了するときは、第５号様式の報告書を教育委員会へ提出する。

（派遣の形態）

第７条 言語聴覚士は、児童生徒個々の状況に応じて、原則として巡回型の支援を行う。

（職務）

第８条 言語聴覚士は、次に掲げる職務を行う。

- （１） ことばやきこえ等に障がいのある児童生徒への言語に関する支援や指導
- （２） 教職員等に対する支援・相談・情報提供
- （３） その他、ことばやきこえ等に障がいのある児童生徒の支援として必要と認められるもの

（職務上の義務）

第９条 言語聴覚士は、職務の遂行に当たっては、これに専念しなければならない。

２ 言語聴覚士は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（資格及び選考）

第１０条 言語聴覚士は、次の各号のいずれかに該当する資格等を有する者とする。

- （１） 言語聴覚士の資格を有する者
- （２） ことばやきこえ等の障がいについて専門的な知識や技能を有する者

２ 選考については教育委員会が行う。

（勤務日及び勤務時間）

第１１条 勤務日の割振りは、教育支援センター所長が別に定める。

２ 勤務時間は、午前８時３０分から午後５時３０分までのうちで、原則７時間とする。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

《平成27年 1 月 1 日 制定》

《平成29年 4 月 1 日 一部改正》

《令和 2 年 4 月 1 日 一部改正》

【第1号様式】

保護者用

年 月 日

海老名市言語聴覚士指導申請書

海老名市立

学校長 殿

保護者氏名

印

次の児童・生徒への言語聴覚士による指導を申請いたします。

フリガナ			
児童・生徒名			
生年月日	平成 年 月 日	性別	
学年・組	第 学年 組 (特別支援学級 級)		
住 所			
電 話			

児童・生徒の状況について

NO.	児童生徒の状況	○印
1	せんせいを「テンテイ」、ぶらんこを「ブアンコ」、とけいを「トテイ」、ほんを「オン」等誤って発音する。	
2	ことばの最初の音、または、途中の音を繰り返したり、引き伸ばしたり、詰まらせることがある。	
3	獲得していることばの数が少なく、話したり、書いたりが難しい。	
4	言語を介してやり取りするときに、他者との意思疎通が難しい。	
5	聴覚に障がいがあり、通常の話し声でのコミュニケーションが難しい。 (補聴器等の使用も含む)	
6	食べ物を口に取り込むこと、噛むこと、飲み込むことに難しさがある。	
7	その他(上記の項目について具体的にお知らせください。)	

記入者(

記入年月日

年

月

日

海老名市言語聴覚士派遣申請書

年 月 日			
海老名市教育委員会 殿			
海老名市立		学校	
校長		印	
このことについて、下記児童・生徒の保護者より海老名市言語聴覚士による指導の希望がありましたので、派遣を申請します。			
フリガナ		性別	
児童生徒氏名		別	
生 年 月 日	平成 年 月 日 生		
学年・組	第 学年 組 (特別支援学級 級)		
学級担任氏名			
申請理由			

【第3号様式】

年 月 日

海老名市言語聴覚士派遣通知書

海老名市立 小学校長 殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

このことについて、申請がありました次の児童について言語聴覚士を派遣いたします。

フリガナ		性 別	
児童生徒氏名			
保護者氏名			
在籍校 学 年			
派遣開始日			

【第4号様式】

年 月 日

海老名市言語聴覚士派遣通知書

殿

海老名市教育委員会
(公 印 省 略)

このことについて、申請がありました次の児童について言語聴覚士を派遣いたします。

フリガナ		性 別	
児童生徒氏名			
保護者氏名			
在籍校 学 年			
派遣開始日			

【第5号様式】

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校 長

学校
印

児童生徒名			
学年・組	年 組	担任名	

- ・ 1 年間、言語聴覚士を派遣した結果、児童生徒の育ちについてご報告をお願いいたします。
- ・ 2号様式で記載された、児童生徒への派遣ねらいに沿って記載ください。

議案第4号

海老名市いじめ防止条例について（非公開事件）

別紙のとおり、海老名市いじめ防止条例案の決定について、議決を求める。

令和2年1月17日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市いじめ防止条例案の決定について、議決をいただきたいため

